

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側レジュメ2頁2～3行目において「因果関係は～規範的に限定するものである。」とあるが、事実的なつながりである条件関係において、規範的限定の必要性和条件公式の維持は関係あるのか。
2. 無罪推定の原則は、証拠を調べ尽くしても事実の存否が明らかにならないときに被告を無罪とするものであり、本件では、毒を投与したという事実があり、結果が発生している場合であり、十分事実があると言えるのではないか。
- 10 3. XとYに帰責性を求めることができないことが不合理でないとする根拠は「疑わしきは被告人の利益に」という推定無罪の大原則のみか。
4. 明らかに妥当でない結果を導くならば、むしろ条件公式を見直し、修正するべきではないか。
- 15 5. 弁護側レジュメ2頁21行目に「実行行為の持つ～因果関係を認めるべきである。」とあるが、致死量の劇薬を支給したXの行為はそれだけで死の結果を導く高度な危険性を持つ行為であるのに、Xは無罪とするのは妥当ではないのではないか。

以上